

# 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和 7 年 1 月 3 日 (水)  
9 時から  
場 所 第 2 委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第 90 号 令和 7 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 回)について (保年)
- 2 議案第 92 号 令和 7 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 回)について (保年)
- 3 議案第 91 号 令和 7 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算 (第 2  
回)について (高齢)
- 4 議案第 99 号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 5 議案第 100 号 山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基  
準を定める条例の制定について (子育て)
- 6 所管事務調査 現地視察について
- 7 閉会中の継続調査事項について

## 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 条例改正の趣旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センター（以下「センター」という。）における職員配置の柔軟化が認められた。

本市のセンターは市直営で1か所の設置となっており、職員配置の柔軟化が必要なかったが、令和8年度からのセンター業務の一部外部委託に伴い、複数の圏域となることから、これに合わせて改正を行うもの。

### 2 主な改正内容

- (1) 項ズレの修正 → 第1条改正
- (2) センターにおける職員配置の柔軟化  
→ 第4条第1項の改正及び同条に新第2項の追加

#### 【具体的な内容】

- ①職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
  - ②地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。
- (3) 略称規定の修正、項の追加の伴う項ズレ修正 → 第4条旧第2項を新第3項に改正
  - (4) 委任事項の追加 → 第6条の追加

## 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

### 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存続しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に從事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上ある者」を追加（通知改正(案)）

## 議案第100号

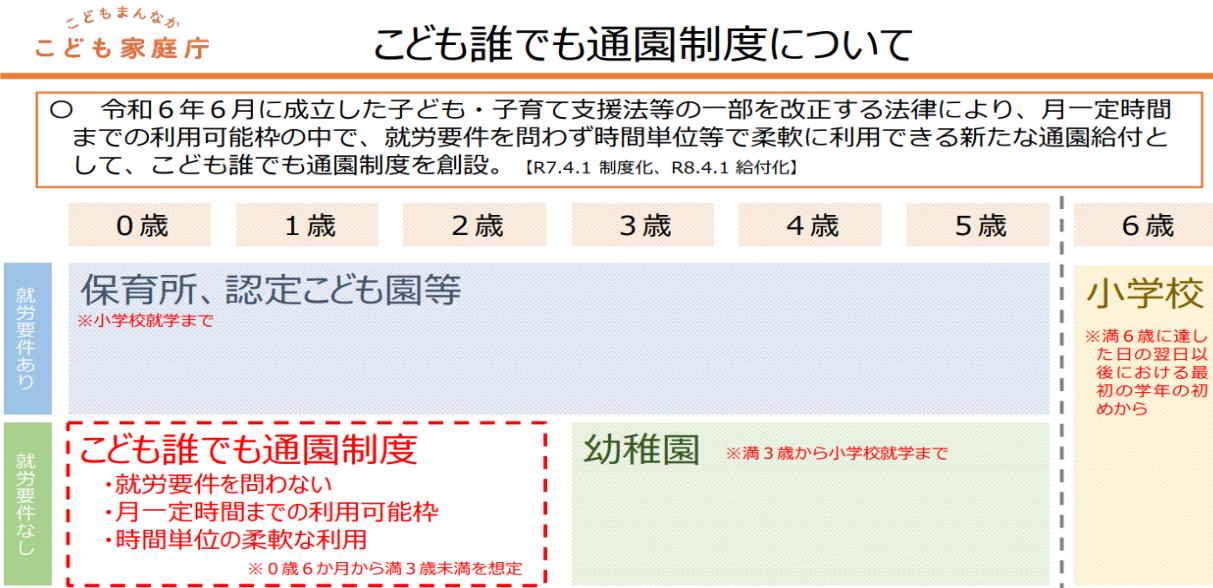
### 山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

#### 1. 制定理由

子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対応した給付制度として、「乳児等のための支援給付」が創設され、令和8年4月から開始される。

本給付の対象となる特定乳児等通園支援事業者が行う事業の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）については、市町村が条例で定め、その運営基準を満たしていることの確認を行うこととされている。

条例の内容については、内閣府令の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が示されたことから、令和8年4月からの本格実施に向け、「山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」を制定するもの。



※こども家庭庁資料より

#### 2. 条例制定に当たっての市の考え方

市が条例等で定める基準は、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を基に、地域の実情に応じて定めることとされているが、運営基準について、本市の実情を勘案したところ、国が定める基準と異なる特別な事情等がないことから、国の基準に準じて条例を制定する。

### 3. 主な基準

#### ○一般原則（第3条：参酌すべき基準）

事業実施において遵守すべき一般原則について規定（全ての子どもの健やかな成長、子どもの意思と人格の尊重、地域や家庭等との連携、子どもの人権擁護や虐待防止の整備等）

#### ○利用定員（第4条：従うべき基準）

利用定員を定め、利用時間・開所日数・時間などを考慮し、1月当たりの利用定員を定めること。

#### ○面談（第5条：従うべき基準）

初回利用前に、子どもと保護者の心身の状況・養育環境を把握するための面談実施、面談前に保護者へ運営規程や職員体制、費用などの重要事項の通知、面談時に重要事項の説明及び保護者の同意の確認

#### ○正当な理由のない提供拒否の禁止（第6条：従うべき基準）

利用申込があった場合、正当な理由がない限り、受入を拒んではならない。

#### ○心身の状況等の把握（第10条：参酌すべき基準）

支援提供に当たり、子ども・保護者の状況や養育環境、他事業者での利用状況などを把握するよう努めること。

#### ○支払（第13条：従うべき基準）

特定乳児等通園支援事業の利用に係る費用の支払に関する規定

#### ○相談及び援助（第17条：参酌すべき基準）

常に子ども・保護者の状況を的確な把握に努め、相談に応じて必要な助言や援助を行うこと。

#### ○乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知（第19条：参酌すべき基準）

保護者が不正に支給費を受けたり、受けようとしたりした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知すること。

#### ○運営規程（第20条：参酌すべき基準）

支援事業の運営に関する重要事項（目的・方針、支援内容、職種・職員体

制等)を規程として定めること。

○虐待等の禁止（第25条：従うべき基準）

子どもに対して児童福祉法で禁じられた行為や心身に有害な行為をしてはならない。

○秘密保持等（第26条：従うべき基準）

職員・管理者は、正当な理由なく業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしてはならない。また、子どもに関する情報をその他の機関に提供する際には、事前に保護者の同意を得なければならない。

○苦情解決（第29条：参酌すべき基準）

事業者は、苦情に迅速・適切に対応するため、記録等をとり、窓口の設置や市が実施する調査等に協力するなど必要な措置を講じなければならない。

○事故発生の防止及び発生時の対応（第31条：従うべき基準）

事故防止のため、指針整備、報告・分析体制の整備、委員会設置や研修を行うこと。

#### 4. 根拠法令等

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項

#### 5. 施行日

令和8年4月1日から

(参考)

○「従うべき基準」

必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

○「参酌すべき基準」

十分参考しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍及び住民記録に関すること。</li> <li>・支所及び出張所に関すること。 (民生福祉常任委員会所管部分に限る。)。</li> <li>・防犯及び再犯防止に関すること。</li> <li>・交通安全に関すること。</li> <li>・広聴に関すること。</li> <li>・消費生活に関すること。</li> <li>・廃棄物の減量及び処理に関すること。</li> <li>・環境保全及び公害防止に関すること。</li> <li>・火葬場に関すること。</li> <li>・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。</li> <li>・証明書コンビニ交付に関すること。</li> <li>・マイナンバーカードに関すること。</li> <li>・成年後見制度の利用促進に関すること。</li> <li>・環境衛生に関すること。</li> <li>・健康福祉行政の総合調整に関すること。</li> <li>・社会福祉に関すること。</li> <li>・福祉事務所に関すること。</li> <li>・国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。</li> <li>・健康増進に関すること。</li> <li>・介護保険に関すること。</li> <li>・在宅介護者支援に関すること。</li> <li>・保健衛生に関すること。</li> <li>・保育所に関すること。</li> <li>・子育て支援に関すること。</li> <li>・障害者・高齢者福祉に関すること。</li> <li>・スマイルエイジングに関すること。</li> <li>・児童館に関すること。</li> <li>・児童クラブに関すること。</li> <li>・福祉センターに関すること。</li> <li>・高齢者福祉優待バス乗車証に関すること。</li> <li>・病院経営に関すること。</li> <li>・地域医療に関すること。</li> <li>・在宅医療介護連携に関すること。</li> <li>・急患診療に関すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関すること (民生福祉常任委員会所管部分に限る。)。</li> </ul>	令和8年3月 定例会前日まで 継続して閉会中調査する。